

令和6年4月1日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大津市長

市町村名 (市町村コード)	大津市 (201)
地域名 (地域内農業集落名)	南庄 地区 (南庄)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地域農業の主力は、南庄集落営農センターであり、令和5年には、水稻約11haを作付けした。
 ・センターとして農作業の全面受託を受けている農用地は89筆19haとなり、ほ場整備済み農地329筆68haの28%(面積比)となっている。
 ・また、個人耕作者も現状では重要な戦力であり、センターと連携して農地の保全を図っている。
 ・今後も後継者がいない農用地については、センターが引き受ける予定であるが、センターでも作業員の確保が喫緊の課題となっている。南庄地区は、ほ場整備に伴い農用地の法面が膨大となり、その草刈りが大きな負担になっている。このため、集落構成員全体で農用地を管理する「集落一農場」的な考え方でセンターを運営していく必要がある。
 ・センターが全面受託する農用地は25団地[字]89筆19haに及ぶが、飛び地もあり、極力、連担化・集約化に努め、農作業の効率化を図っていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・稲麦大豆を主要作物として、ブロックローテーションを基本に効率的で生産性の高い農業を進める。
 ・センターが中心的な担い手となり、農用地の集約化と組織の法人化を進めながら、地区内外から若者や定年退職者の新規就農や農作業への参画を受け入れ、持続可能な営農組織を目指す。
 ・センターの収益力を高めるために、米の直接販売を強化する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	68.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	68.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農用地のほ場整備区域を基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地所有者との話し合い。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・センターの法人化と合わせ、機構を通じた権利設定を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・老朽化しつつある用排水路の修理。暗渠・明渠排水の整備。 ・農道の補修。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地区内外からの新規就農者の受け入れを進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・ドローンによる農薬散布。 ・大型汎用コンバインによる麦大豆の刈り取り作業。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜運携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域総ぐるみによる鳥獣害防止柵の点検・補修。獣捕獲檻の設置・管理。
- ②GPS機能付きトラクタや田植機の導入による農作業の省力化・効率化。
- ⑧米の保冷库の導入による直接販売の拡大と収益の確保。